平成２２年（フ）第５９９号
愛媛県松山市針田町95番地15　メゾネット針田２―202号
債務者　山内　幸恵
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６００号
愛媛県松山市北条辻805番地５　新開第２団地302号
債務者　和田　悦美
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６０５号
愛媛県松山市久米窪田町164番地
債務者　平松　　司
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６１６号
愛媛県松山市朝美２丁目２番８号　水戸マンション201号
債務者　西原　　泉
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６１７号
愛媛県松山市北条362番地15
債務者　山﨑　恒美
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６２６号
愛媛県東温市志津川1303番地５　アメニティーさいき202号
債務者　和田　　司
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６２７号
愛媛県松山市中村２丁目４番25号　コーポ中庭201号
債務者　植永　晃生
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１１９号
福岡県柳川市上宮永町708番地　コーポいしばし102号
債務者　高椋たまみ
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第４４３号
佐賀県佐賀市東与賀町大字下古賀99番地１
債務者　道田　恒幸
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４４４号
佐賀県佐賀市東与賀町大字下古賀99番地１
債務者　道田はなみ
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４５６号
佐賀県佐賀市諸富町大字山領817番地４
債務者　下川　初代
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８１２号
鹿児島県いちき串木野市下名21088番地
債務者　濵田洋一朗
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７６号
北海道沙流郡日高町字厚賀町218番地の18
債務者　山本　貴志
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第７８号
北海道浦河郡浦河町堺町東１丁目18番１―203号
債務者　白井　　操
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第７９号
北海道日高郡新ひだか町静内田原517、住民票上の住所千葉県富里市七栄171番地253
債務者　村田　雄二
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第３０８号
富山市中川原349番地１結城マンション３―C
債務者　清水　正行
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１４号
156／22，ソイ14，プラチャラットバンペンロード，ファイカング区バンコック都、前住所東京都新宿区百人町２丁目20番２―401号
債務者　雨宮　義一
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　長野地方裁判所諏訪支部